

豊中市こどもの居場所運営団体等に対する物価高騰対応食費支援（おこめ券給付）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、食料品等の価格高騰により、こどもの居場所運営団体等の経済的負担が増大していることから、令和7年度豊中市物価高騰対応食費支援事業として豊中市（以下「市」という。）から市民向けに贈与された全国共通おこめ券（以下「おこめ券」という。）のうち当該団体等の事業継続への支援策として給付する豊中市こどもの居場所運営団体等に対する物価高騰対応食費支援（以下「給付」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 給付の対象は、令和8年（2026年）6月1日時点において、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

- （1）豊中市こどもの居場所ネットワーク又は社会福祉法人豊中市社会福祉協議会が実施する豊中市子ども食堂ネットワークに加盟している団体
- （2）豊中型認定居場所補助金の交付を受けている団体
- （3）市が委託する児童育成支援拠点事業を実施する事業者

2 前項の規定にかかわらず、申込時点において活動を休止又は廃止している団体等は対象外とする。

（給付枚数）

第3条 給付するおこめ券の配布数は、1セット4,400円分を単位とし、次の各号に定める配布数を上限に市長が決定する。

- （1）前条第1項第1号に規定する団体については、当該団体から申告のあった令和8年（2026年）夏季休業期間中の延べ利用者見込み数に基づき、別表に定める基準のとおりとする。
- （2）前条第1項第2号に規定する団体については、一律50セットを給付する。
- （3）前条第1項第3号に規定する団体については、一律110セットを給付する。

（給付期間）

第4条 給付は、令和8年（2026年）7月1日から令和8年（2026年）9月30日までの間で市が別に定める期間とする。

（申込み）

第5条 おこめ券の給付を受けようとする団体等（以下「申込者」という。）は、市が指定する方法により申込みを行うものとする。

2 申込者は、申込みにあたり、夏季休業期間中の延べ利用者見込み数その他市長が必要と認める事項を申告しなければならない。

3 市は、必要に応じて、申込内容の確認のための書類の提出を求めることができる。

（給付決定及び通知）

第 6 条 市は、前条の申込みがあった場合は、その内容を審査し、おこめ券の給付の可否及び給付数を決定する。

2 市は、前項の規定により給付を決定したときは、申込者に対し給付数を通知するとともに、おこめ券を送付するものとする。

(申込がない場合等の取扱い)

第 7 条 申込期間内に申込みが行われなかった場合は、給付を辞退したものとみなす。

2 申込内容の不備等により給付ができない場合で、市が補正を求めたにもかかわらず対応されないときは、当該申込みは取り下げられたものとみなす。

(給付の取消し及び返還)

第 8 条 市は、申込者が偽りその他不正の手段により給付を受けたと認めるときは、当該給付の決定を取り消し、おこめ券の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡等の禁止)

第 9 条 本給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

本要綱は、令和 8 年（2026 年）7 月 1 日から実施する。

別表（第 3 条関係）

夏季休業期間中の延べ利用者見込み数	給付セット数
1～10 人	10 セット
11 人～50 人	20 セット
51～100 人	30 セット
101～200 人	40 セット
201～300 人	50 セット
300 人以上	60 セット